

武蔵野市立第二中学校
生徒会規約

第一章 名称

第一条 本会の名称を、武蔵野市立第二中学校生徒会とします。

第二章 総則

第二条 本会は、学校目標のもと、生徒の自主自律の精神を養い、生徒相互の生活の向上を図ることを目的とします。

第三条 本校の生徒全員が会員となります。

第四条 本校の職員を本会の顧問とします。

第五条 本会の会員は平等に次の権利と義務を持ちます。

- (1)学級・部にいて活動する権利
- (2)役員の選挙権、被選挙権
- (3)本会の書類を調べる権利
- (4)本会の議決を守る義務
- (5)生徒総会、学級会に出席し、討議及びその議決に参加する義務

第三章 組織

第六条 本会は、次の機関と組織をおきます。

- (1)生徒総会
- (2)中央委員会
- (3)専門委員会(学級・生活・保健・図書・美化・放送)
- (4)選挙管理委員会
- (5)学級会
- (6)特別委員会
- (7)部活動

第四章 総会

第七条 生徒総会は本会の最高議決機関であります。次の事項について報告をうけ承認及び議決をします。

- (1)役員に関すること
- (2)活動計画及び経過報告
- (3)本規約の改正
- (4)その他必要と認めた事項

第八条 定期総会は毎年会長が召集します。臨時総会は、会長が必要と認めた場合及び会員の3分

の1以上の要求があった場合、会長が召集します。

第九条 総会を召集する場合には1週間前に公示し、会員の3分の2以上の出席で成立します。議事は特別に定める場合を除き、出席会員の過半数で決めます。

第十条 総会の正副議長及び書記は総会にて選出します。

第五章 中央委員会

第十一条 中央委員会は総会につぐ本会の議決機関です。つねに生徒世論を代表して、執行機関の活動を見守り、また、それに要求を提起します。

第十二条 定期中央委員会は議長が招集します。

臨時中央委員会は議長が必要と認めた場合及び構成員の3分の1以上の要求があった場合、議長が招集します。

第十三条 中央委員会は各学級の代表者である学級委員と、役員、各専門委員長が出席し、構成されます。また必要により部長、特別委員会の代表者を出席させます。

第十四条 中央委員会の成立及び議決は第9条によります。

第六章 委員会

第十五条 委員会は生徒会の実行機関です。委員会活動に関する議案を協議決定して、総会の承認により実行します。また、役員会から指示されたことについては協議して実行しなければなりません。

第十六条 専門委員会の種類及び仕事は次のとおりです。

(1)学級委員会:学級活動を円滑に行うために、担任の先生とともに中心となって学級をまとめる仕事をします。

(2)生活委員会:学校生活一般のきまりを検討し、規律をうちたてるための仕事をします。

(3)保健委員会:会員の健康と衛生、給食に関する仕事をします。

(4)図書委員会:図書室の管理、運営の協力と学校図書に関する仕事をします。

(5)美化委員会:各教室の清掃点検活動を通して学校内の美化活動を行います。

(6)放送委員会:学校の放送の設備管理と運営に関する仕事をします。

第十七条 専門委員会は、各学級から選ばれた委員で組織され、定期的に委員会を招集し、活動に関し協議します。

第十八条 役員会で必要な時に特別委員会を設けることができます。但し、任期が三カ月以上続く場合には総会で過半数の承認を得ます。

第七章 学級会

第十九条 学級会は各学級の自治活動の機関であり、生徒会の母体です。

第二十条 学級会は学級全員で組織され、定められた委員、必要な係を置きます。

第八章 部活動

第二十一条 部活動の成立は最終的に職員会議で決定され、部活動規定に従って活動します。

第二十二條 各部の責任者は、部長会を構成し、必要な時に招集し、協議します。

第九章 役員

第二十三條 本会には次の役員をおきます。

- 1、役員 会長1名
副会長1名
総務4名

任期は1年とし、10月1日～翌年9月30日までとする。

第二十四條 1、役員は役員会を構成して、専門委員会等と連携して、その活動に関する最高の責任を負います。

2、会務の分掌は次の通りです。

- (1)会長は本会を代表し、全般の仕事をします。
- (2)副会長は会長を助け、不在の時は代行します。
- (3)総務は会長・副会長とともに、役員会の仕事を行い、生徒会活動の推進役として活動します。

第二十五條 役員は選挙規定に従い、全会員により選出されます。

第十章 会計

第二十六條 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとします。

第十一章 その他

第二十七條 本規約の改正は、中央委員会で出席者の3分の2以上の議決により総会に提出され、総会出席者全員の3分の2以上の賛成を必要とします。

第二十八條 総会、中央委員会の議決は施行にあたり承認を必要とします。

第二十九條 本会の運営についての細則は別に定める。

第三十條 生徒会役員選挙はその年度の9月に行う。3年生に被選挙権は与えられない。

第三十一條 任期中に生徒会役員の欠員が生じた場合は、他の生徒会役員がその職を代行できる。なお、会長の代行は副会長が行う。